

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇ 条例 職員の給与に関する条例の一部改正
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正
- ◇ 公告 職員の職の設置に関する規則の一部改正  
地方労働委員会あつ旋員候補者氏名  
毒物劇物取扱者試験合格者氏名  
昭和三十二年度職員採用試験の実施  
県有林立木の競争入札

## 条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年十二月十三日

鳥取県知事 遠藤

茂

### 鳥取県条例第四十一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
第十六条の四第二項中「百分の二百三十」を「百分の二百六十」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十二月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

### 鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、課に課長補佐又は主査を、高校教育課、義務教育課及び体育保健課に指導主査を、社会教育課に社会教育主査を置くことができる。

第七条第五号を次のように改める。

五 主 査 上司の命を受け、教育事務に参画する。第七条第五号の次に次の二号を加える。

六 指導主査 上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に参画する。

七 社会教育主査 上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の助言と指導に関する事務に参画する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

鳥取県教育委員会規則第十一号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「主査」の次に「指導主査」及び「社会教育主査」を加える。

附 則

この規則は 公布の日から施行する。

公 告

労働関係調整法施行令第四条並びに中央労働委員会規則第六十八条の規定にもとづき、鳥取県地方労働委員会あつ旋員候補者の氏名及び簡歴等につき左のとおり公示する。

昭和三十三年十二月十三日

鳥取県地方労働委員会会長 花 房 多 喜 雄

あつ旋員候補者名簿 (昭和三十三年、一一、二七委嘱)

氏 名	生年月日	職 業	経 歴	住 所	電 話、連 絡
花房 多喜雄	明治三二、一一、二八	弁護士	第八、九、十、十一期労働委員会会長 前幹旋員候補者	鳥取市西町三〇六	鳥取 三、九八二
森田 康	〃 三、一五、四、一四	鳥取大学教授	第九、十、十一期公益委員 前幹旋員候補者	湯所町	〃 三、一五一 (大学)
岡崎 隆俊	大正三、一八、三一	鳥取保護観察所 総務課 課長	前幹旋員候補者	掛出町一	〃 三、五一八
下田 三子夫	明治四三、二五、四、二五	弁護士	鳥取地方裁判所調停委員	〃 西町三三三	〃 二、六八七
小林 勝乃	大正元、一〇、七	鳥取電機(株) 従組執行委員長	鳥取県労働基準監督審議会委員	〃 栗谷町五	〃 二、六一二
広田 幸一	〃 八、二	日通鳥取支社社員	第十一期労働者委員 前幹旋員候補者	〃 卯垣一五三	〃 四、一六一
高田 勝次	〃 四、一四	国鉄労働組鳥取支部 執行委員長	国鉄職員	〃 湯所町一〇二	

灘波義昌	〃三、一〇、二	電産労組鳥取県 執行委員長	東部労協常任委員 前幹旋員候補者	〃	立川五丁目一九八	〃	三、一五一
小谷達郎	〃二、三、一六	君河酒造(株) 専務取締役	鳥取県商工技手	〃	立川三丁目八九	〃	四、〇三〇 (宅)
堀木馨	一〇、四、一	百貨店 専務取締役	(株)大丸京都店次長兼総務部長 第一期使用者委員	〃	東町二丁目一一	宅三、二五 宅三、五四	〃
清水臨藏	〃三、〇、二	阪鳥製氷冷凍 取締役社長	前幹旋員候補者	〃	堀川町二	宅二、七六 宅二、四六	〃
鈴木敬直	大正八、一八	経営者協会 事務局長	前幹旋員候補者	〃	立川町二丁目三四ノ一	〃	〃
伊佐田甚藏	明治三六、四	無職	鳥取県教育委員会委員 第一期公益委員	〃	倉吉市湊町二八ノ一	呼吉	呼吉 四一七
大島広正	〃四、二九、一	市会議員	第二期、三、四、五、六期公益委員	〃	穴窪二	呼一、三三四	〃
橋本正	大正四、一三	伯耆振興工業 (株)取締役 労組執行委員長	前幹旋員候補者	〃	国府	社一、三五〇	〃
絹川新	〃六、一五、一六	国鉄職員	国鉄労組上井保線区分会長 前幹旋員候補者	〃	東伯郡泊村大字園七五三	鉄一、三八二	〃
岡田貞雄	一〇、三、二	伯耆振興工業 (株)取締役	前幹旋員候補者	〃	倉吉市海田一一二	〃	〃
小谷宜博	大正三、二四	鳥取コルク工業 (株)取締役社長	前幹旋員候補者	〃	〃	〃	〃
小泉順三	明治三六、一六	小泉証券(株) 社長	前幹旋員候補者	〃	〃	〃	〃

大坪蔵六	大正二、二六	医師	第一期公益委員	〃	富益町六九六	宅七、二五五	大藤津 二五五
多田紀	明治四〇、二八	弁護士	前第九、十期公益委員 前幹旋員候補者	〃	加茂町二丁目四一	米子	六六六
遠藤元三郎	〃八、一三	無職	前幹旋員候補者	〃	両三柳二、六七七	〃	〃
武部文	大正九、七	郵政職員	前第九、十、十一期労働者委員 前幹旋員候補者	〃	道笑町四丁目一	〃	〃
小島高助	〃一、七、一八	全日通労働組鳥取 県支部米子分会 副委員長	前第四、八、九、十期労働者委員 前幹旋員候補者	〃	〃	社一、四〇〇	〃
堀江理	昭和二、二一	米子ガス労働委 員長	〃	〃	立町三丁目	〃	〃
遠藤鴻毅	大正九、二四	全専売執行委員	西部労働協副会長 前幹旋員候補者	〃	道笑町二ノ一七	〃	〃
安部三代治	一〇、三、一	山陰石油(株) 取締役	第七、八、九、十、十一期使用者 委員 前幹旋員候補者	〃	久米町三二	社二、〇五五 宅二、一六七 宅二、七三五	〃
加藤章	〃一、二七	合名会社加藤豊 吉商店 代表社員社長	第二、三、四、五、六、七期使用 者委員 前幹旋員候補者	〃	明治町八	宅二、四〇〇 宅二、八一三	〃
柳沢愛之助	〃〇、三、四、〇	有限会社富屋取 締役社長	第五、九、十、十一期使用者委員 前幹旋員候補者	〃	桃町二丁目二八	〃	〃
榎田喜一郎	〃四、九四、四	地労委事務局長	前幹旋員候補者	〃	鳥取市吉成六八三ノ一一	〃	〃
滝田幸男	〃九、四四、一	〃	〃	〃	上町二三ノ四	〃	〃

谷岡寿延 〃三六、六、二三〃 調整課長 〃

〃 吉成六八七

昭和三十三年十二月五日倉吉保健所において行つた毒物劇物取扱者試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十三年十二月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

毒物劇物取扱者試験合格者

一般用

合格証番号 受験番号 氏名

一六八 一 植木 林

一六九 二 桜井 芳人

一七〇 五 広谷 裕子

一七一 七 岩宮 達郎

一七二 九 遠藤 邦夫

農業用

合格証番号 受験番号 氏名

三三一 三 松沢 吉宗

三三二 四 野口 儀

三三三 五 古田 当高  
三三四 六 大谷 徹一  
三三五 七 前田 義孝

昭和三十三年度鳥取県職員採用上級、初級試験について次のとおり公告する。

昭和三十三年十二月十三日

鳥取県人事委員会

一 試験の対象となる職及び合格予定人員  
試験は次の区分により行い、このうち任意の一種を選択して受験することができます。

職 種	区 分	採用予定人員	
		上 級	初 級
一般事務	土木	若干名	若干名
建築	土木	若干名	若干名
農業	農業	若干名	若干名
林業	林業	若干名	若干名
畜産	畜産	若干名	若干名
蚕糸	蚕糸	若干名	若干名
農芸化学	農芸化学	若干名	若干名
農業土木	農業土木	若干名	若干名

二 受験資格

男女の別を問いませんが、次の試験区分別の受験資格を必要といたします。

- 上級
- (イ) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を昭和三十年三月以降に卒業した者または昭和三十三年三月三十一日までに卒業する見込の者(年令を問いません。)
  - (ロ) 学校教育法による短期大学を昭和三十年三月以前に卒業した者で、昭和五年四月二日以降に生れた者
  - (ハ) 人事委員会が前記(イ)または(ロ)に該当する者と同等と認められた者
  - (ニ) 前記(イ)、(ロ)、(ハ)に掲げる者のほか、昭和五年四月二日から昭和九年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)
- 初級
- 昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)

- ただし、次の各号の一つに該当する者は受験できません。
- (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 禁治産者および準禁治産者
  - (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しな者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

三 第一次試験

1 方法

上級試験では、教養試験と専門試験を大学卒業程度において、初級試験では、一般事務は教養試験と適性試験、その他については、教養試験と専門試験を高等学校卒業程度において行います。

イ 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員とし

て必要な一般能力及び教養について、択一式による筆記試験を行います。

ロ 適性試験 一般事務補助職員として必要な適性を有するかどうかについて択一式による筆記試験を行います。

ハ 専門試験 職種に応じた専門的知識、能力等を有するかどうかについて上級試験では択一式及び記述式、初級試験では択一式による筆記試験を行います。

なお、専門試験はそれぞれ次の分野から出題されます。

職 種	分 級	
	上 級	初 級
一般事務	政治、経済、産業、労働等の社会事象の理解に必要な基礎的知識、判断力その他一般的な行政事務の遂行に必要な能力	
土木	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土木施工、河川、港湾、発電水力、道路、鉄道、橋梁、都市計画	数学、応用力学、構造、測量、土木材料及び施工
建築	数学、構造力学、建築構造、建築材料、建築計画、計画原論、建築設備、建築史、建築法規、建築施工	数学、応用力学、建築、構造、建築計画、建築材料、建築施工

農 業	栽培学、汎論、作物学、園芸学、育種遺傳学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般	
林 業	林政、森林経理、造林、森林利用、木材工芸、林産製造、森林工学	林業経済、林業生産、森林土木、林産加工
畜 産	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜産各論、畜産物利用	
蚕 糸	蚕種学、育蚕学、応用昆虫学、蚕桑病理学、製糸原料学、製糸学、絹糸物理学、絹糸化学、蚕糸経済学	栽桑、養蚕、蚕体生理、蚕体病理、製糸、蚕種
農 芸 化 学	無機化学、有機化学、物理化学、分析化学、土壌学、肥料学、生物化学、栄養化学、農産製造学、醸酵学、農薬	
農 業 土 木	数学、水理学、応用力学、測量、材料および施工、農業水利、農業造構、農地造成、土地改良、農業機械、農学一般、農業経済学一般	

2 日時、場所  
昭和三十三年二月二日(日)に鳥取市及び米子市において行います。

3 第一次試験合格者の発表  
昭和三十三年二月十八日(火)県庁前に掲示するか、合格者に通知します。

四 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 方法

(イ) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行います。

(ロ) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

(ハ) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の

真否、その他について行います。

(2) 日時、場所

昭和三十三年二月下旬鳥取市において行いますが、一次試験合格者に通知します。

五 最終合格者の発表

昭和三十三年三月上旬県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

(1) 合格者は試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたいえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

(2) 採用候補者名簿の効力は原則として一年間です。

(3) 給与は原則として、上級試験合格者は行政職給料表五等級四号給(給料月額九、二〇〇円)、研究職給料表四等級四号給(給料月額九、二〇〇円)で、初級試験合格者は行政職給料表六等級二号給(給料

月額六、三〇〇円)です。このほか、扶養手当、暫定手当(もとの勤務地手当に相当するもの)、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、あて先を明記して一〇円切手をはつた返信用封筒を必ず同封して下さい。

(2) 申込

申込用紙に必要事項を記入し、人事委員会事務局に提出して受験票を受取して下さい。郵便による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

昭和三十三年十二月二十三日(月)から昭和三十三年一月十八日(土)午後〇時十五分まで、郵送の場合、一月十八日(土)午後〇時十五分までの着信

に限りません。

八 その他

この試験の詳細については人事委員会事務局に照会して下さい。

次のとおり分収造林の立木を一般競争入札によつて売却するので公告する。

昭和三十三年十二月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一場 所 日野郡黒坂町大字小河内字布瀬谷山

鳥取県立日野産業高等学校演習林の一

部

二 土地所有者 日野郡黒坂町黒坂

黒坂町農業協同組合

三 地上権者 鳥取県

四 樹種 すぎ ひのき

五 面積 一町八反一畝

六 樹令 三十五年生

七 数量 材積 一四二、四六石  
本数 七三八本

八 伐採方法 間伐 但し学校において間伐を施行するものである。

九 下見日時 下見希望者は十二月十七日午後零時三十分までに県立日野産業高等学校へ集合すること。

一〇 下見案内者 県立日野産業高等学校教諭 波田野 信光

一一 入札場所 日野郡黒坂町大字黒坂

県立日野産業高等学校校長室

一二 入札日時その他

1 集合 昭和三十三年十二月十八日午後一時まで

2 入札 昭和三十三年十二月十八日午後一時三十分から

3 開札 入札直後

4 その他 入札執行上の細部契約条件その他については入札前に説明する。

- 一三 入札保証金 入札金額の百分の五以上
- 一四 その他
- 1 代理人において入札する場合は委任状を持参すること。
- 2 印鑑筆記具を持参すること。
- 3 入札執行について不明な点は県立日野産業高等学校又は県教育委員会管理課へ問合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行

鳥取県鳥取市東町取  
鳥取市東町取  
鳥取市東町取  
鳥取市東町取  
鳥取市東町取

印刷

印刷

鳥取県